

令和6年度山形県除雪オペレーター扱い手確保支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 山形県除雪オペレーター扱い手確保支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、「山形県補助金等の適正化に関する規則」（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 知事は、県が管理する道路の除雪を行う事業者に対し、安定した除雪業務の扱い手となる除雪オペレーターを育成し、冬期間の安全で安心な交通を確保することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業者等)

第3条 この補助金の交付対象事業者は、山形県の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿（建設工事）の役務における除排雪業種に記載されている事業者とし、令和6年4月1日において普通自動車免許（A T限定を含む。）を所持している55歳以下の事業主、役員及び従業員（以下、「オペレーター」という。）を対象とした、次条に掲げる事業に事業者が要する経費に対して補助金を交付する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる補助事業に要する経費とする。また、補助対象期間は、交付決定後に事業着手し、令和7年3月14日までの間に取得あるいは受講したものを対象とする。

- (1) 大型特殊免許の取得費用（入学金、適性検査料、技能講習料、教本代、写真代及び検定料）
- (2) 労働安全衛生法第61条に基づく車両系建設機械運転技能講習の受講費（講習会受講料、教材代）
- (3) 除雪機械管理施工技術講習会の受講費用（講習会受講料、教材代）

2 前項の規定にかかわらず、補助事業について他の補助金等の交付を受ける場合は、この補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費（消費税を抜いた額）の2分の1以内の額とし、交付対象者1名当たりの上限額を5万円とする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、交付対象者1名毎にこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までとし、添付するべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 申請時に所有している運転免許証の写し
- (3) 補助事業者が前年度に県管理道路の除雪業務を行う際に県へ提出した建設機械運転員届の写し
- (4) 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の資料の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費合計額の30%を超える増減
 - (2) 補助の対象となるオペレーター及び資格・講習の内容の変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、変更承認申

請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1)申請時に所有している運転免許証の写し（資格取得予定者が追加となる場合）
- (2)補助対象経費の内訳が分かる見積書等の資料の写し
- (3)その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付に付する条件は次のとおりとする。

- (1)補助事業の内容を変更、中止又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (2)補助対象となったオペレーターは、県管理道路の除雪業務（大型特殊免許を必要とする作業に限る、ただし助手作業も含む。）を交付年度から起算して3年以上（以下、「業務従事必要期間」という。）続けること。なお、オペレーターが所属する事業者が除雪業務を受注できなかった年度は対象外とする。
なお、補助対象となったオペレーターが第3条に規定する他の事業者へ移って県管理道路の除雪業務を行った期間も業務従事必要期間に含むことができるものとする。ただし、補助事業者がそのオペレーターの業務従事状況を把握し、第4号に示す手続きを行わなければならない。
- (3)補助事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、令和7年度から起算して5年間保存しておくこと。
- (4)補助金の交付を受けた事業者は、第2号の条件を証明するため、補助金の交付年度から業務従事必要期間において、除雪業務委託の契約後に監督員に提出した建設機械運転員届の写しを、速やかに県土整備部道路保全課へ提出すること。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業完了後30日を経過する日又は令和7年3月21日のいずれか早い日までに、規則第14条に定める補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）のほか、次の各種書類等を添えて知事に提出しなければならない。

- (1)実績報告書（別記様式第4号）
- (2)運転免許証（写し）
- (3)労働安全衛生法第61条に基づく車両系建設機械運転技能講習会受講証（写し）
- (4)除雪機械管理施工技術講習会受講証（写し）
- (5)補助金の使途を証する領収書（写し）または支払いが確認できる書類
- (6)その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況について報告を求められた場合には、規則第12条に定めるところにより、すみやかに報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類審査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第12条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した第8条に規定する交付条件に違反したときは、補助金を交付した年度に限らず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

令和 年 月 日

山形県知事 殿

<申請者>

所 在 地

名 称

代表者氏名

令和6年度山形県除雪オペレーター扱い手確保支援事業費補助金交付申請書

令和6年度において、山形県除雪オペレーター扱い手確保支援事業について標記補助金
円を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により
関係書類を添えて申請する。

別記様式第1号（規則別記様式第1号添付書類）

事業計画書

1 実施予定期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 申請者が除雪業務を行う県内の道路等（主なもののみで可）

3 申請者が使用する、大型免許、大型特殊免許が必要な除雪車の台数

_____台

4 申請者に雇用されている、上記3の除雪車を運転できる資格取得者の人数

_____人

5 資格取得予定者

氏名	年齢 生年月日	取得する資格の種類 受講する講習の内容	補助対象経費 (円)	県への 交付申請額 (円)
合計				

注1 年齢は令和6年4月1日における年齢を記載すること。※要綱第3条

2 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税額は除いて記載すること。※要綱第5条

3 補助対象経費の内訳がわかる書類（教習所の見積等）を添付すること。※要綱第6条

4 県への交付申請額は交付対象者毎に千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。※要綱第5条

6 本補助金による、補助事業者にとっての除雪体制強化の狙い（複数選択可）

- ・除雪オペレーターの交代要員の充実
- ・除雪オペレーターの世代交代の促進
- ・その他（ ）

7 連絡先

8 補助金の振込先（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義）

※上記2、3、4及び6は、交付申請日において、県管理道路の除雪業務委託を契約済みであれば当該年度の、契約未了であれば前年度の状況を記載することとする。

別記様式第2号

令和 年 月 日

山形県知事 殿

令和6年度山形県除雪オペレーター扱い手確保支援事業費補助金変更承認申請書

<申請者>

所 在 地

名 称

代表者氏名

令和 年 月 日付道保第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり交付申請の内容を変更したいので、令和6年度山形県除雪オペレーター扱い手確保支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 実施予定期間（変更後）

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 資格取得予定者（変更後）

氏 名	年 齢 生年月日	取得する資格の種類 受講する講習の内容	補助対象経費 (円)	県への 交付申請額 (円)
	.			
	.			
	.			
合 計				

注1 年齢は令和6年4月1日における年齢を記載すること。※要綱第3条

2 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税額は除いて記載すること。※要綱第5条

3 補助対象経費の内訳がわかる書類（教習所の見積等）を添付すること。※要綱第6条

4 県への交付申請額は交付対象者毎に千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。※要綱第5条

3 連絡先

別記様式第3号

令和6年度山形県除雪オペレーター扱い手確保支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

＜補助事業者＞

所 在 地

名 称

代表者氏名

令和 年 月 日付道保 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、中止又は廃止したいので、令和6年度山形県除雪オペレーター扱い手確保支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 交付決定額

_____ 円

2 中止又は廃止する理由

3 連絡先

規則別記様式第2号

令和 年 月 日

山形県知事 殿

<補助事業者>

所 在 地

名 称

代表者氏名

令和6年度山形県除雪オペレーター扱い手確保支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付道保第 号をもって交付の決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告する。

別記様式第4号（規則様式第2号添付書類）

実績報告書

1 完了日
令和 年 月 日

2 実績報告

氏名	年齢 生年月日	取得する資格の種類 受講する講習の内容	補助対象経費 (円)	県への 交付申請額(円)

注1 年齢は令和6年4月1日における年齢を記載すること。※要綱第3条

2 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税額は除いて記載すること。※要綱第5条

3 補助対象経費の内訳がわかる書類（教習所の見積等）を添付すること。※要綱第6条

4 県への交付申請額は交付対象者毎に千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。※要綱第5条

3 連絡先